

国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

1 内閣総理大臣

内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどるものとする。

（第十八条の二関係）

2 内閣総理大臣の調査

一 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（9から11までに規定するものに限る。）に関し調査することができるものとする。

二 第十七条第二項から第五項までの規定は、一の調査について準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする。

（第十八条の三関係）

3 再就職等監視委員会への権限の委任

内閣総理大臣は、2に規定する権限を再就職等監視委員会に委任するものとする。

(第十八条の四関係)

4 内閣総理大臣の援助等

一 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うものとする。

二 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条第一項ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）の円滑な実施のための支援を行うものとする。

(第十八条の五関係)

5 官民人材交流センターへの事務の委任

内閣総理大臣は、4に規定する事務を官民人材交流センターに委任するものとする。

(第十八条の六関係)

6 官民人材交流センター

一 内閣府に、官民人材交流センターを置くものとする。

二 官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官をもつて充てるものとする。

三 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができるものとする。

四 内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができるものとする。

五 二から四までに定めるもののほか、官民人材交流センターの組織に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第十八条の七関係)

7 秘密を守る義務

第百条第四項の規定は、再就職等監視委員会が行う調査について準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする。

(第百条関係)

8 私企業からの隔離

一 第二百三条第二項及び第九項を削ること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(第二百三条関係)

9 他の役職員についての依頼等の規制

一 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならないものとする。

二 一の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- イ 職業安定法、船員職業安定法その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- ロ 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行
政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する退職手当通算予定役員を同項において準用す
る退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）
- ハ 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合
- 三 退職手当通算法人、退職手当通算予定職員の用語の意義について定めるものとする。

（第百六条の二関係）

10 在職中の求職の規制

- 一 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定
めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就
くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、
又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならないものとする。
- 二 一の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

イ 退職手当通算予定職員（９の三に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人（９の三に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）に対して行う場合

ロ 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

ハ センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

ニ 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくはは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

三 二の二の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任するものとする。

四 三の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができるものとする。

五 再就職等監視委員会が三の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（四の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができるものとする。

（第百六条の三関係）

11 再就職者による依頼等の規制

一 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企

業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとする。

二 一の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとする。

三 一又は二の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下「局長等と

しての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとする事。

四 一から三までの規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下四において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとする事。

五 一から四までの規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする事。

イ 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しく

は登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

ロ 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、特定独立行政法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

ハ 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

ニ 会計法第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、特定独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

ホ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求めめる場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

へ 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下へにおいて同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

六 五のへの規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任するものとすること。

七 六の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができるものとする。

八 再就職等監視委員会が六の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（七の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができるものとする。

九 職員は、五のイからへまでに掲げる場合を除き、再就職者から一から四までの規定により禁止され

る要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する一から四までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならぬものとする。こと。（第百六条の四関係）

12 再就職等監視委員会の設置

一 内閣府に、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。こと。

二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。こと。

イ 3の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行う。こと。

ロ 10の三及び11の六の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行う。こと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。（第百六条の五関係）

13 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。こと。（第百六条の六関係）

14 組織

一 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織するものとする。

二 委員は、非常勤とするものとする。

三 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。

四 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

(第一百六条の七関係)

15 委員長及び委員

委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第一百六条の八から第一百六条の十三まで関係)

16 再就職等監察官

一 委員会に、再就職等監察官（以下「監察官」という。）を置くものとする。

二 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 10の四及び11の七の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

ロ 11の九の規定による届出を受理すること。

ハ 21及び22の一の規定による調査を行うこと。

二 イ、ロ及びハに掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

三 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定めるものとする。

四 三に規定するもののほか、監察官は、非常勤とするものとする。

五 監察官は、役職員（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。）としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命するものとする。

（第百六条の十四関係）

17 事務局

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとする。

（第百六条の十五関係）

18 違反行為の疑いに係る任命権者の報告

任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（9から11までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならないものとすること。

（第百六条の十六関係）

19 任命権者による調査

一 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならないものとすること。

二 委員会は、任命権者が行つた一調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができるものとすること。

三 任命権者は、一調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならないものとすること。

（第百六条の十七関係）

20 任命権者に対する調査の要求等

一 委員会は、11の九の届出、18の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反

反行爲を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行爲に関する調査を行うよう求めることができるものとする。

二 19の二及び三の規定は、一の規定により行われる調査について準用するものとする。

(第百六条の十八関係)

21 共同調査

委員会は、19の二(20の二において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行爲に関し、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができるものとする。

(第百六条の十九関係)

22 委員会による調査

一 委員会は、11の九の届出、18の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行爲を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行爲に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができるものとする。

二 任命権者は、一の調査に協力しなければならないものとする。

三 委員会は、一の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならないものとする。

(第百六条の二十関係)

23 勧告

一 委員会は、19の三(20の二において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報告に照らし、又は21若しくは22の一の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができるものとする。

二 任命権者は、一の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならないものとする。

三 委員会は、内閣総理大臣に対し、9から29までの規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができるものとする。

(第百六条の二十一関係)

24 政令への委任

12から23までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第百六条の二十二関係)

25 任命権者への届出

一 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合
には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければなら
ないものとする。

二 一の届出を受けた任命権者は、10の一の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行う
ものとする。

三 一の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職とし
て政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに、
当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

（第百六条の二十三関係）

26 内閣総理大臣への届出

一 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。二において同じ。）は、離職後二年間、次に
掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（25の一の規定により
政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総

理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬものとする。

イ 特定独立行政法人以外の独立行政法人

ロ 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

ハ 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

ニ 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

二 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（一のロ又はハに掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、25の一又は一の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬものとする。

27 内閣総理大臣による報告及び公表

- 一 内閣総理大臣は、25の三の規定による通知及び26の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならないものとする。
- 二 内閣は、毎年度、一の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

28 退職管理基本方針

- 一 内閣総理大臣は、あらかじめ、第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の退職管理に関する基本的な方針（以下「退職管理基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- 二 内閣総理大臣は、一の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、退職管理基本方針を公表しなければならないものとする。
- 三 任命権者は、退職管理基本方針に沿つて、職員の退職管理を行わなければならないものとする。

29 再就職後の公表

(第百六条の二十六関係)

在職中に10の二の二の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察(以下29において「在職機関」という。)は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならないものとする。

イ その者の氏名

ロ 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金をいう。)の総額

ハ 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

ニ その他政令で定める事項
(第百六条の二十七関係)

30 罰則

罰則について所要の規定を設けるもの。

(第百九条から第百十二条まで関係)

第二 国家公務員法の一部改正

1 人事院

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどるものとする。

(第二条関係)

2 内閣総理大臣

内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）を

つかさどるものとする。

(第十八条の二関係)

3 人事管理の原則

職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれ
てはならず、11の三の場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないものとする。

(第二十七条の二関係)

4 任免の根本基準

職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に
基づいて行わなければならないものとする。

(第三十三条関係)

5 採用、昇任、降任、転任及び標準職務遂行能力の定義

一 採用、昇任、降任、転任の用語の意義について定めるものとする。

二 標準職務遂行能力は、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能
力として内閣総理大臣が定めるものとする。

三 二の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に

応じ、政令で定めるものとする。

(第三十四条関係)

6 採用の方法

職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げないものとする。

(第二十六条関係)

7 採用試験及び採用候補者名簿

一 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することをもつてその目的とするものとする。

二 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

(第四十二条から第五十二条まで関係)

8 採用昇任等基本方針

一 内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「採用昇任等基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

二 内閣総理大臣は、一の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、採用昇任等基本方針を公表しなければならないものとする。

三 任命権者は、採用昇任等基本方針に沿つて、職員の採用、昇任、降任及び転任を行わなければならないものとする。

（第五十四条関係）

9 採用候補者名簿による採用

採用候補者名簿による職員採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

（第五十六条関係）

10 選考による採用

選考による職員採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係

る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。こと。

(第五十七条関係)

11 昇任、降任及び転任

一 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。こと。

二 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。こと。

三 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、一及び二にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができるものとする。こと。

(第五十八条関係)

12 給与

一 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできないものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(第六十二条から第六十七条まで関係)

13 人事評価の根本基準

職員の人事評価は、公正に行われなければならないものとする。

(第七十条の二関係)

14 人事評価の実施

一 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならないものとする。

二 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定めるものとする。

三 所轄庁の長は、一の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないものとする。

四 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績の著しく不良な者に対する矯

正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならないものとする。

15 本人の意に反する降任及び免職の場合

職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合は、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができるものとする。

(第七十八条関係)

第三 独立行政法人通則法の一部改正

独立行政法人通則法において、特定独立行政法人の役職員について、国家公務員法の退職管理に関する規定を準用・適用するとともに所要の規定の整備を行うものとする。

第四 独立行政法人通則法の一部改正

独立行政法人通則法において、特定独立行政法人の職員について、国家公務員法の任用、人事評価等に関する規定を適用するため、所要の規定の整備を行うものとする。

第五 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律を、国家公務員法に規定する給与に関する法律として、一般職に属する

職員の給与に関する事項を定めることを目的とするものとする。

第六 附則

1 施行期日

この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、次の一から三までに掲げる規定は、それぞれに定める日から施行すること。

- 一 第三中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに第六の六の一部の規定 公布の日
- 二 第一の30の規定中国国家公務員法第九十九条の改正規定（同条第十二号に係る部分を除く。）、同法第一百条第一項の改正規定（同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。）及び同法本則に二条を加える改正規定（同法第一百十二条に係る部分に限る。）、第三中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定（国家公務員法第九十九条及び第一百十二条の準用に係る部分に限る。）並びに第六の六の一部及び八の一部の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二、第四、第五及び第六の二の規定並びに第六の六の一部及び八の一部の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（附則第一条関係）

2 国家公務員の職階制に関する法律の廃止

国家公務員の職階制に関する法律は、廃止すること。

(附則第二条関係)

3 営利企業への再就職の暫定的規制

一 1に定めるこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、職員(職員であつた者であつて離職の日から起算して二年を経過していない者を含む。)は、離職前の在職機関(離職前五年間に在職していた政令で定める国の機関、独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人、郵政民営化法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社又は都道府県警察をいう。)と密接な関係にある営利企業として政令で定めるものの地位に就くことを承諾し、又は就いてはならないものとする。

二 一の規定の適用については、次に掲げる職員は、一に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合には、その時点で離職したものとみなすこと。

イ 常時勤務を要しない官職を占める職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)

ロ 臨時的職員

ハ 条件付採用期間中の職員

三 一の規定は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、適用しないものとする。

四 一の規定は、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものについては、一の規定は、適用しないものとする。

五 一の規定は、政令で定めるところにより、職員が所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長（当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長）の申出により内閣の承認を得た場合には、適用しないものとする。

六 内閣は、五の承認の申出が、公務の公正性の確保のための基準として政令で定めるものに適合すると認める場合でなければ、五の承認をしてはならないものとする。

七 内閣は、職員が一の政令で定める営利企業の役員に就くことを承諾し、又は就こうとする場合を除き、離職前五年間に管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに在職した期間のない職員についての五の規定による承認の権限を、政令で定めるところにより、当該職員の所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長（当該職員が既に離職している場合には、離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長）に委任することができるものとする。

八 罰則について所要の規定を設けるもの。

（附則第四条関係）

4 他の役職員についての依頼等の規制の特例

一 3の一に規定する政令で定める日までの間、公務の公正性の確保を図りつつ職員又は特定独立行政法人の役員（以下一において「役職員」という。）の離職後の就職の援助を行うための基準として政令で定める基準に適合する場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、職員が当該承認に係る他の役職員又は役職員であつた者を当該承認に係る営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として当該営利企業等に対し、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する

る情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを要求し、若しくは約束するときは、第一の規定による改正後の国家公務員法（5において「改正後の法」という。）第百六条の二の規定は、適用しない。

二 一の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任するものとする。

三 二の規定により委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができるものとする。

四 委員会が二の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対して行うことができるものとする。

（附則第五条関係）

5 4の一の承認に係る管理職職員（改正後の法第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員をいう。）が当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察（以下5において「在職機関」という。）は、

政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならないものとする。

イ その者の氏名

ロ 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

ハ 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

ニ その他政令で定める事項

（附則第六条関係）

6 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置等について定めること。

（附則第三条、附則第七条から第十六条関係）

7 見直し

政府は、第一の規定による改正後の国家公務員法第十八条の七第一項の規定により設置された官民人材交流センターについて、この法律の施行後五年を経過した場合において、その体制を見直し、その結

果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十七条関係)

8 関係法律の一部改正等

関係法律について所要の規定の整備等を行うこととする。

(附則第十八条から第四十一条関係)